

指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

－令和８年９月定例会－

指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 117号	盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	1
議案第 118号	厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う 指定管理者の指定期間の変更について……………	2

議案第 117号

盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立かつら荘
- (2) 位 置 盛岡市前九年三丁目7番1号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 中 川 政 則
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和8年12月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立かつら荘は、山王児童老人センターとの合築による新施設の工事完了後、令和9年1月から新施設へ移転し、供用を開始する予定であったが、当該工事の工期延長に伴い、移転時期を令和9年3月末に延期する予定とした。

これに伴い、移転までの間は現在の指定管理者による管理運営を継続し、移転後の供用開始に合わせて新たな指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 118号

厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 ア 厨川地区活動センター
 イ 盛岡市立厨川老人福祉センター
- (2) 位 置 ア 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号
 イ 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 中 川 政 則
- (3) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

3 指定期間

- 変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年12月31日まで
- 変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

4 指定期間を変更する理由

厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターは、令和 9 年 1 月から複合化・大規模改修工事を開始し、工事に伴い全館閉館となる予定であったが、合築館であるかつら荘の移転時期が令和 9 年 4 月に変更となることから、工事開始時期が令和 9 年 4 月に変更となり、令和 9 年 3 月までは現施設で運営を行う必要が生じた。

これに伴い、令和 9 年 4 月以降の工事期間中の業務等について大幅な変更が必要と見込まれることから、令和 9 年 3 月までの期間については、現在の指定管理者が管理運営を継続することが管理運営上効率的であるため。